



令和6年6月18日

茨城県知事 大井川 和彦 殿



主たる事務所の所在地

水戸市備前町4-11

医療法人明保会

理事長 清水 徹郎

電話 029 (224) [Redacted]

3223

決 算 届

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

様式 12

[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

A. 社会医療法人の場合、次の書類を添付すること。

6. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

B. 社会医療法人債を発行した法人の場合は、次の書類を添付すること。(ただし、10及び11は社会医療法人に限る。)

7. 純資産変動計算書
8. キャッシュ・フロー計算書
9. 附属明細書
10. 公認会計士又は監査法人の監査報告書
11. 法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類

- (注) 1. 貸借対照表及び損益計算書は、病院、診療所又は介護老人保健施設別のものを提出する必要はなく、法人全体のものを提出すれば足りる。
2. 提出は毎会計年度終了後3月以内である。
3. 貸借対照表の純資産の額に変更があった場合は、登記事項(組合等登記令(昭和39年政令第29号)の変更登記が必要である。

〔別 紙〕
様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人明保会

- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 茨城県水戸市備前町 4 番 11 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和 29 年 11 月 17 日

(4) 設立登記年月日 昭和 29 年 11 月 22 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	清水 徹郎	江幡産婦人科・内科病院 管理者
常務理事	小田木 真代	
理 事	清水 寿郎	
同	江幡 孝郎	
同	三原 章男	介護老人保健施設エバーグリーン 管理者
同	江幡 幸子	
監 事	太田 昌克	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

[別紙]

様式1

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	江幡産婦人科・内科病院	0111765 081	茨城県水戸市備前町4番11号	一般病床30床 療養病床0床 [医療保険0床] [介護保険0床] 精神病床0床 感染症病床0床 結核病床0床
介護老人保健施設	エバーグリーン	0853180024	茨城県東茨城郡茨城町若宮向ヒ393-1	入所定員100名 通所定員20名

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
エバーグリーン指定在宅介護支援センター	茨城県東茨城郡茨城町若宮向ヒ393-1	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和5年5月8日 エバーグリーン譲渡（M&A）の承認を求める件
令和5年6月26日 三原章男理事の退任の件
" 江幡幸子監事と太田昌克理事の人事の件
" 令和4年度決算の承認を求める件

〔別 紙〕
様式 1

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入した医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。

なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

なし

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) そ の 他

下記の施設及び附帯業務については、令和5年7月1日に医療法人社団緑友会に事業譲渡した。

【施設】 エバーグリーン 茨城県東茨城郡茨城町若宮向ヒ 393-1

【附帯業務】 エバーグリーン指定在宅介護支援センター

茨城県東茨城郡茨城町若宮向ヒ 393-1

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人明保会

※医療法人整理番号

所在地 茨城県水戸市備前町4番11号

財 産 目 録

(令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	1,117,004 千円
2. 負 債 額	698,753 千円
3. 純 資 産 額	418,251 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	223,236
B 固 定 資 産	893,768
C 資 産 合 計 (A + B)	1,117,004
D 負 債 合 計	698,753
E 純 資 産 (C - D)	418,251

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人明保会

※医療法人整理番号

所在地 茨城県水戸市備前町4番11号

貸 借 対 照 表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	223,236	I 流動負債	59,966
現金及び預金	77,898	支払手形	0
事業未収金	95,879	買掛金	0
有価証券	0	短期借入金	0
たな卸資産	4,317	未払金	35,888
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	661	未払法人税等	112
その他の流動資産	44,481	未払消費税等	0
II 固定資産	893,768	前受金	0
1 有形固定資産	848,370	預り金	2,391
建物	511,243	前受収益	0
構築物	21,456	修繕引当金	0
医療用器械備品	3,313	その他の流動負債	21,575
その他の器械備品	18,318	II 固定負債	638,787
車両及び船舶	7,289	医療機関債	0
土地	270,598	長期借入金	638,787
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	16,153	特別修繕引当金	0
2 無形固定資産	516	その他の固定負債	0
借地権	0	負債合計	698,753
ソフトウェア	0	純資産の部	
その他の無形固定資産	516	科 目	金 額
3 その他の資産	44,882	I 資本剰余金	0
有価証券	10,500	II 利益剰余金	415,011
長期貸付金	0	1 代替基金	0
保有医療機関債	0	2 その他利益剰余金	415,011
その他長期貸付金	0	利益準備金	2,500
役員等長期貸付金	0	別途積立金	50,000
長期前払費用	0	役員退職金積立金	37,700
繰延税金資産	0	繰越利益剰余金	324,811
その他の固定資産	34,382	III 基金	3,240
資産合計	1,117,004	純資産合計	418,251
		負債・純資産合計	1,117,004

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人明保会

※医療法人整理番号

所在地 茨城県水戸市備前町4番11号

損 益 計 算 書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		694,617
2 事業費用		
(1)事業費	0	
(2)本部費	747,391	747,391
本来業務事業損失		52,774
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
附帯業務事業利益		0
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		52,774
II 事業外収益		
受取利息	392	
その他の事業外収益	12,173	12,565
III 事業外費用		
支払利息	6,582	
その他の事業外費用	1,249	7,831
経常損失		48,040
IV 特別利益		
固定資産売却益	0	
その他の特別利益	6,017	6,017
V 特別損失		
固定資産売却損	12,670	
その他の特別損失	150	12,820
税引前当期純損失		54,843
法人税・住民税及び事業税	115	
法人税等調整額	0	115
当期純損失		54,958

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人明保会
理事長 清水 徹郎 殿

私（注1）は、医療法人明保会の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和6年6月17日

医療法人明保会

監事 太田 昌克

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。